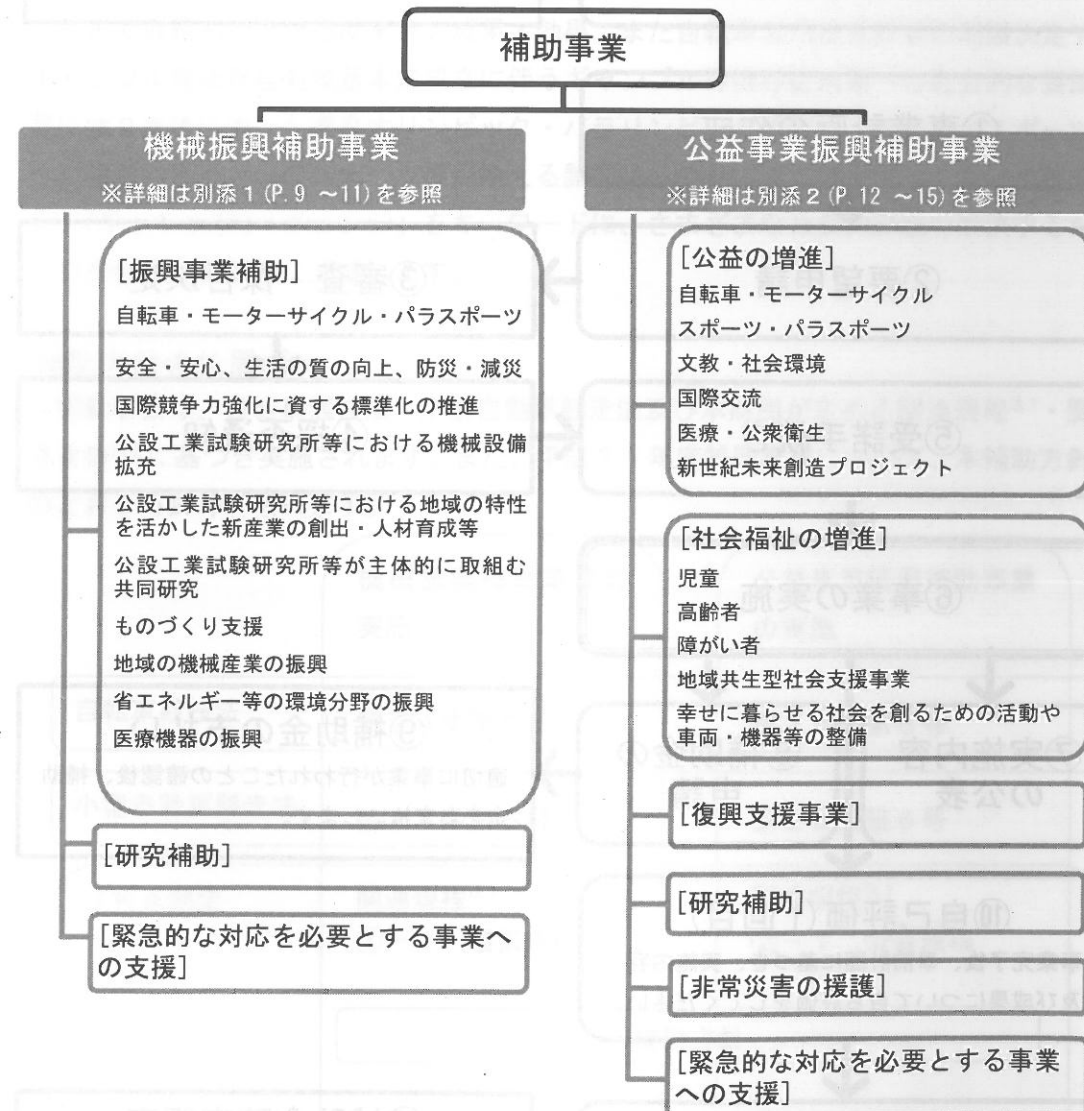


4. 補助事業の実施期間

平成31年4月1日以降に事業を開始し、平成32年3月31日までに完了することを原則とします。

5. 補助事業の概要

補助事業は、「機械振興補助事業」と「公益事業振興補助事業」に分かれています。



6. 補助事業の補助率・上限金額

事業区分	対象事業の概要	※1 補助率	※2 上限金額		
機械振興補助事業 ※詳細は別添1を参照	自転車・モーターサイクル・パラスポーツ	9/10	20,000万円		
	安全・安心、生活の質の向上、防災・減災	4/5	5,000万円		
	国際競争力強化に資する標準化の推進	3/4	5,000万円		
	公設工業試験研究所等	機械設備拡充※3	2/3	5,000万円	
		人材育成等		400万円	
		共同研究		300万円	
	ものづくり支援 地域の機械産業の振興 省エネルギー等の環境 医療機器の振興※4	1/2	5,000万円		
	研究補助※5	個別研究	1/1	500万円	
		若手研究		200万円	
		開発研究		1,500万円	
複数年研究		500万円×2年			
緊急的な対応を必要とする事業への支援		※6	※6		
公益事業振興補助事業 ※詳細は別添2を参照	自転車(競技力向上等)	9/10	18,000万円		
	自転車・モーターサイクル スポーツ・パラスポーツ	4/5	事業費	6,000万円	
			施設の建築※7	18,000万円	
			施設の補修※8	6,000万円	
	社会環境 国際交流	2/3	事業費	5,000万円	
			施設の建築※7 施設の補修※9	10,000万円	
	医療・公衆衛生 文教・社会環境	1/2	事業費	5,000万円	
			検診車の整備	3,100万円	
	新世紀未来創造プロジェクト		1/1	100万円	
	社会福祉の増進	児童 高齢者 障がい者 地域共生型社会支援事業 幸せに暮らせる社会を創るための 活動や車両・機器等の整備	3/4	事業費	5,000万円
				施設の建築※7	8,000万円
				福祉車両の整備	315万円
福祉機器の整備				750万円	
施設の補修※10				5,000万円	
復興支援事業	1/1	300万円			
研究補助※11	1/1	100万円			
非常災害の援護		1/1			
緊急的な対応を必要とする事業への支援		※12	※12		

- ※1: 補助率とは、補助対象経費のうち補助金額が占める割合を表します。
なお、補助対象経費の上限(補助金の「上限金額」÷補助率)を超える事業についても要望できます。
- ※2: 上限金額とは、1事業当たりの補助金額の上限を表します。
各事業経費毎に、補助対象経費算出のための基準単価が設定されている場合があります。
施設、車両の種類によって補助率、基準単価が異なります。
- ※3: 1機器あたりの上限金額は3,000万円となります。
- ※4: 医療機器の整備については、上限金額は2,500万円になります。
- ※5: 機械の振興に資する研究
- ※6: 補助率、上限金額は、「振興事業補助」の補助率、上限金額に準じます。
- ※7: 「施設の建築」の上限金額は、施設の種類により異なります。詳細は、巻末「別添4」をご参照ください。
- ※8: 自転車・モーターサイクル競技場及び自転車競技場を中心とした自転車の普及促進のための総合的な施設
- ※9: 更生保護施設
- ※10: 社会福祉施設
- ※11: 公益及び社会福祉の増進に資する研究(地域社会の共生に資する研究)
- ※12: 補助率、上限金額は、「公益の増進」、「社会福祉の増進」の補助率、上限金額に準じます。